## 判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

## 審査基準(申請に対する処分関係)

(新設)

				資料番号	65		担当課	薬務衛生課
法令名	調理師法施行令	根拠条項	102		許認可等	調理師養成施設の内容変更の		
<b>佐</b> 市名	<b>列州王川代本州门</b> 丁中	似处未均	100	Z	の内容	承認		

○調理師法施行令(抄)(昭和三十三年十一月四日政令第三百三号)

(指定養成施設の内容変更)

- 第一条の二 調理師法(以下「法」という。)第三条第一号の規定による指定を受けた調理師養成施設(以下「指定養成施設」という。)の設立者は、生徒の定員その他の厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときは、都道府県知事の承認を受けなければならない。
- <厚生労働省令で定める事項>
- ○調理師法施行規則(抄)(昭和三三年十二月十三日厚生省令第四十六号)

(令第一条の二の厚生労働省令で定める事項)

第七条 令第一条の二の厚生労働省令で定める事項は、第五条第五号及び第八号(修業期間及び教科課程に限る。) に掲げる事項とする。

(変更の承認の申請)

第八条 令第一条の二の承認の申請は、指定養成施設の名称及び所在地、承認を受けようとする事項又は事由、変更の予定年月日、変更の理由並びに次の表の上欄に掲げる事項又は事由の区分に従いそれぞれ同表の当該下欄に掲げる事項を記載した申請書を、変更しようとする二か月前(第五条第五号に掲げる事項(教科課程ごとの生徒の定員に限る。)を変更しようとする場合は、四か月前)までに、都道府県知事に提出することによって行わなければならない。

承認を受けようと	記載事項
する事項又は事由	
第五条第五号に掲	第五条第七号、第九条及び第十号に掲げる事項、
げる事項	担当科目別教員数、変更後二年間の財政計画及び
	これに伴う収支予算
修業期間	第五条第七号、第八号(修業期間に係る部分を除
	く。)、第九号及び第十号に掲げる事項
教科課程	第五条第七号、第八号(教科課程に係る部分を除
	く。)、第九号及び第十号に掲げる事項並びに担
	当科目別教員数

<第五条第五号及び第八号に掲げる事項>

(指定の申請)

第五条

→~四 (略)

五 教科課程ごとの生徒の定員及び同時に授業を行う生徒の数

六~七 (略)

八 修業期間、教科課程及び教育内容ごとの実習を含む総授業時間数

九~十三 (略)